

財団法人日本環境衛生センターの取組について

1. センターの概要

昭和29年2月に日本環境衛生協会として創立し、昭和31年3月、厚生省許可団体として、財団法人日本環境衛生協会となる。その後、環境庁との共管となり、財団法人日本環境衛生センターとして、永年、ねずみ衛生害虫防除、廃棄物分野、環境保全分野における調査、研究、検査、研修および技術的支援を通じ、生活環境の健全化の推進を目指した活動を実施している。平成10年4月には東アジア酸性雨モニタリングネットワーク活動を支援するための酸性雨研究センターを設置するなど、国際貢献の場にも活動の幅を広げている。

2. 東日本大震災おける取組

財団法人日本環境衛生センターは、被災者及び被災地における「生活と環境」の早期の復旧・復興に向けて、関係者と協力・連携して、公益法人として今まで培った知識経験をもとに、組織の総力を挙げて支援活動を行っている。

「東日本大震災」に係る緊急災害対策支援について（お知らせ）

<http://www.jesc.or.jp/saigaitaisaku/01.html>

具体的には、国や地方公共団体等の指導や要請に基づいて、

- ①「環境・廃棄物・衛生に関する専門家」の派遣
- ②「広域大気・水環境の保全及び環境衛生対策」に関する調査等の支援
- ③災害廃棄物対策・し尿の衛生処理などの「復旧・復興プランニング」に関する情報の提供やその作成に関する支援
- ④廃棄物処理施設の復旧・改修などの支援
- ⑤避難所や被災地における身の回りの「生活衛生」（衛生害虫対策、飲み水の衛生対策、し尿・浄化槽対策など）に関する相談事業の実施
- ⑥生活衛生や環境対策に関する広報活動（特に、地域のNPO法人に対し）の支援を実施中。

なお、これらの災害対策支援のため、4月4日付でセンター内に「東日本大震災災害対策支援班」を設置した。

主な活動状況

H23/3/30

「冷凍庫などに保管された冷凍物」の処理方法及び「ヘドロ」処理方法に関する問い合わせに対して、回答

H23/4/4

「津波堆積物の影響評価の専門家派遣」及び「水産加工用や養殖中だった海産物の撤去・防汚対策」に関する問い合わせに対して、回答

H23/4/28

青森県、青森市、岩手県、盛岡市、宮城県、仙台市、福島県、郡山市、いわき市、茨城県、千葉県的生活衛生関連部署に対し、保健所向け情報として「東日本大震災に係る衛生害虫等対策の進め方」についての情報提供